

企画提案仕様書

1 委託業務の名称

移住促進のための空き家研修業務

2 趣旨

移住促進には、移住者の住居等として空き家にニーズがあることが判明しているが、空き家バンクへの登録が進んでおらず、空き家の掘り起こしを進めることが重要となっている。このため各市町村における空き家の取組状況について専門家によるヒアリング・フィードバックを行うとともに、空き家相談及び空き家利活用に係る市町村担当者及び地域団体を対象とした研修を行う。

3 業務内容

(1) 市町村別空き家ヒアリング業務

ア 対 象

京都府移住促進のための空き家及び耕作放棄地等活用条例(平成 28 年京都府条例第 26 号。以下「条例」という。)に基づく移住促進特別区域を持つ府内市町村で、空き家に関するヒアリングを希望する 15 市町村。

イ 回 数

15 回(令和 2 年 8 月～9 月頃。各市町村 1 回ずつ。各 2 時間程度)

ウ 開催場所

原則として、ヒアリング対象の各市町村において実施。

エ 内 容

3(1)アの対象市町村に対し、各市町村の空き家に関する取組、空き家に関する相談体制、空き家バンクの状況等について、ヒアリングを実施し、ヒアリング結果に基づき、各地域の特性を踏まえた空き家に関する対応方法について、アドバイス・フィードバックを行う。

オ 備 考

一日に複数市町村へヒアリングを行うことを可とする。

必要に応じて、事前に対象市町村にヒアリングシート等を送り、効率的にヒアリングを進めるよう努めること。

各市町村ごとに、ヒアリング結果や課題、アドバイスの内容等について、整理し、京都府に報告すること。

(2) 市町村空き家担当者研修業務

ア 対 象

条例に基づく移住促進特別区域を持つ府内市町村で、研修受講を希望する市町村担当者

イ 回数・開催時間

回数6回以上。各回3時間程度

（3（1）のヒアリングを踏まえ、空き家対策の進行度合、空き家に関する課題等に応じて各市町村を3つ程度にグループ分けし、3グループ×2回ずつを目安に開催）

ウ 開催場所

（2）イのうち3回以上は、京都府北部地域で実施

エ 研修プログラム（例）

以下の研修プログラム例を参考に、市町村担当職員が必要な能力や知識を習得できる研修プログラムを組み立てること。

- ・ 空き家相談対応フロー、相談時のポイント
- ・ 空き家活用の成功事例、困難事例の共有
- ・ 空き家に係る専門的知識（不動産取引、相続、登記等）等
- ・ グループの取組状況に応じた研修

オ 備考

- ・ 研修実施に係る市町村グループ分けについては、京都府と協議の上、決定すること。
- ・ 研修受講希望の取りまとめは京都府が行う。

（3）地域団体等向け空き家相談対応研修業務

ア 対象

条例に定める移住促進特別区域内で空き家の掘り起こしに取り組む地域団体の代表者等

イ 定員

20名程度

ウ 回数・開催時間

1回以上（1回当たり3時間程度）

エ 研修プログラム（例）

以下の研修プログラム例を参考に、地域での空き家の利活用に向けた取組に繋がる研修プログラムを組み立てること。

- ・ 空き家相談対応フロー、相談時のポイント
- ・ 空き家活用の成功事例、困難事例の共有
- ・ 地域の特性を活かした空き家の利活用のポイント

オ 備考

- ・ 参加希望者の取りまとめは京都府が行うこととする。

(4) 事業の運営・報告等

- ・ 研修の実施に当たっては、京都府と資料や進行等について十分な調整を行うこと。
- ・ 事業効果や参加者のニーズを把握・分析するため、研修の各回で参加者へのアンケートを実施し、結果を取りまとめて京都府に報告すること。
- ・ 業務完了報告書については、事業の実施結果（開催日、内容、参加人数、アンケート結果等）及び事業に要した経費内訳を記載することとし、提出の事前に項目について京都府と協議し決定すること。
- ・ 市町村及び地域団体向けの研修会に係る会場借上げ費用については、京都府が負担する。

4 その他業務の履行に当たっての留意点

- (1) 本業務の実施に当たっては、京都府と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、その指示に従って業務を進めること。
- (2) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、あらかじめ京都府の承諾を得たときはこの限りではない。
- (3) 本業務を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例（平成 8 年 京都府条例第 1 号）に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。
- (4) その他本仕様書に定めのない事項については、京都府と協議して決定すること。